

ヒグマの生息状況調査を実施します

北海道では、ヒグマの生息数を推計するため、上ノ国町・松前町の山林などにおいて、次のとおりヒグマの調査を実施します。調査場所には、**有刺鉄線が張られており大変危険ですので近寄らないでください。**

また、この調査の影響で、ヒグマが市街地などへ出没する頻度が通常より高まる危険性はありませんのでご理解ください。

◆調査期間：5月20日(月)～8月30日(金) ※1週間程度延長の場合あり

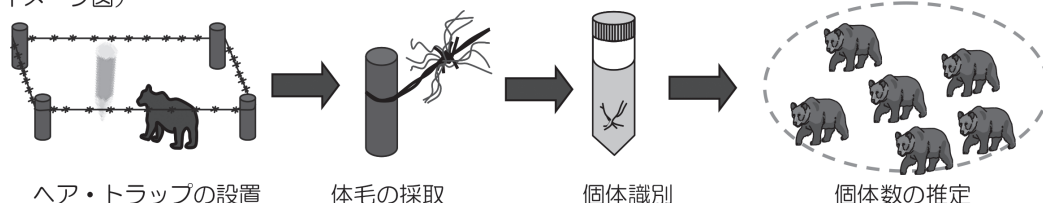
◆調査場所：上ノ国町・松前町の山林など

◆調査方法：ヘア・トラップ法

◎ヘア・トラップ法とは

調査地の山林などに、有刺鉄線（バラ線）を張った囲い（5m×4辺）を約45か所設置します。この囲いを「ヘア・トラップ」といいます。ヒグマが有刺鉄線を通ると、ヒグマの体毛が残ります。この調査を一定期間実施し、多くの体毛を回収することで、調査地内に生息しているヒグマの生息密度を推定します。

（参考イメージ図）



問い合わせ先 北海道環境生活部野生動物対策課 ☎011-204-5205

裁判員制度は令和6年5月21日に15周年を迎えました

平成21年5月21日にスタートした裁判員制度は、国民の皆様のご参加・ご協力に支えられ、令和6年5月21日に15周年を迎えました。

裁判員制度ってどんな制度？

裁判員制度とは、国民の中から選ばれた6人の裁判員が刑事裁判に参加し、3人の裁判官とともに、被告人が有罪かどうか、有罪の場合、どのような刑にするのかを決める制度です。

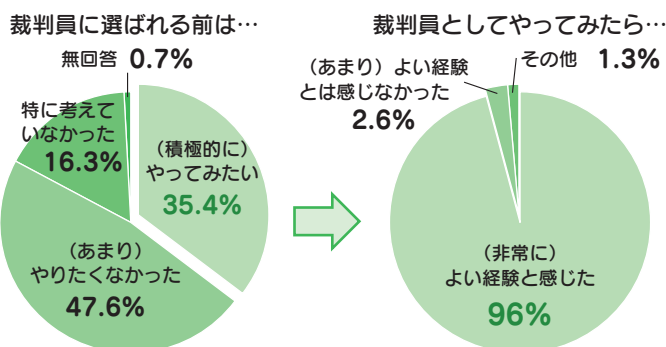
裁判員制度
広報キャラクター



令和5年からは、民法改正によって18歳・19歳の方も裁判員に選ばれるようになったよ！

裁判員に選ばれる前と後での気持ちの変化は？

アンケートによると、選ばれる前に「(積極的に) やってみたい」と回答した方は35.4%でしたが、参加後には96%の方が「(非常に) よい経験と感じた」と回答しています。



※ 施行開始から令和4年12月末までのデータ

裁判員制度は、これまで多くの国民の皆様のご参加により、15年間にわたって実施されてきました。引き続きご理解とご協力をお願いします。

裁判員制度をもっと詳しく
知りたい方はこちらから！



裁判員制度
ホームページ



新規学校卒業者の求人は
ハローワークに申込を！

新規学校卒業者（高校・中学）の求人は6月1日(土)からハローワークにて受付開始、7月1日(月)公開開始です。

■問い合わせ先 ハローワーク江差 ☎0139-52-0178